No	提出された意見の概要(要旨)	意見に対する考え方	提出の採択による 改正の有無
1	区域施策編・事務事業編の排出量削減目標について、パリ協定1.5度目標を実現するためIPCC第6次報告書で示された削減目標に準じ、温室効果ガス排出量の2030年度目標として、60%減を掲げてはどうか。	区域施策編における温室効果ガス排出削減目標については、2050年に向けた「ぐんまちつのゼロ宣言」の宣言2である「2050年県内温室効果ガス排出量『ゼロ』」を長期目標とし、中期における2030年度目標を50%減としている。事務事業編における排出削減目標については、区域施策編との整合性を加味し、新たな取り組みを実施することで、基準年度比50%以上削減する目標を定めることとした。目標値の60%以上の上方修正については、2025年度に予定している計画の中間見直しの中で、検討していきたい。	無
2	事務事業編における公共施設の新築事業のZEB目標について、ZEB OrientedやZEB Readyではなく、『ZEB』を目標として掲げるべきではないか。 光熱費も上昇しており、新築であればコストの回収も可能ではないか。	『ZEB』相当の建築とするためには、省エネ性能の向上のみならず、敷地内への太陽光発電設備の導入等によって創エネを行い、年間の一次エネルギー消費量を正味ゼロまたはマイナスにする必要がある。 県有施設への太陽光発電設備を始めとした再生可能エネルギー設備の導入においては、施設の構造や敷地面積によって最大導入量が異なるため、『ZEB』相当の建築が可能かどうかは、施設ごとに判断していきたい。なお、今回の改定では県有施設における太陽光発電設備の導入に当たっては、新築・駅設を問わず、施設の特性や立地状況等に応じ、PPAモデル等の活用も検討し、2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の50%超に太陽光発電設備を設置する目標を設けることを予定している。	無
3	大気中に二酸化炭素が放出されてしまう。	木質バイオマス発電においては、木材をエネルギーとして燃焼させると二酸化炭素が 発生する一方、樹木の伐採後に森林が更新されれば、その成長の過程で二酸化炭素が再 び樹木に吸収されることになる。このように、木質バイオマス発電の活用は、サイクル 全体で見ると、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないというカーボンニュートラル な特性を有しており、化石燃料の代替として木材をエネルギー源として活用することは 地球温暖化防止に有用であると考える。 廃棄物を活用したバイオマス発電にあたっても、化石燃料の代替として廃棄物を焼却 することで、本来排出されていた温室効果ガス排出量を削減することができるので、地 球温暖化対策に有用であると考える。	無